



「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」が送られます

平成24年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した人に対して、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際に活用することができます。

また、世帯主が世帯（家族）の国民年金保険料を納付した場合にも納付した人の社会保険料控除額に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書も申告等を行う際に活用することができます。



「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」とは

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、その年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。国民年金の保険料について、年末調整や確定申告の際に「社会保険料控除」の適用を受ける場合には、この「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」や領収証書（追加で納めた保険料がある場合）を申告書に添付すること等が義務づけられています。



「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」送付時期は

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬または翌年の2月上旬のいずれかに送付されています。

11月上旬に発送される人は、その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金の保険料を納めた実績がある人です。

また、翌年の2月上旬に発送される人は、11月発送の対象とはならなかった人で、10月1日から12月31日までに国民年金の保険料を納めた人となります。

社会保険料控除とは

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、あるいは配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。配偶者や家族の負担すべき国民年金の保険料を納めたときは、納めた人がその保険料額を申告できません。

申告できる金額は、年間に納めた社会保険料の金額です。

なお、年末調整の申告では、給与から天引きされた社会保険料（健康保険・厚生年金保険等）は、事業所で一括して計算されますので、自分自身で申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、国民年金、国民健康保険等の社会保険料を申告書に記載します。

控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に対するお問い合わせは、下記の控除証明書専用ダイヤルで受け付けています。

○控除証明書専用ダイヤル

平成24年11月1日から

平成25年3月15日まで

(TEL) 0570・070・117

後納制度について

平成24年10月1日から、国民年金保険料の未納分を過去10年間で遡って納められる後納制度がはじまりました。これは平成27年9月30日までの3年間の措置です。現在遡って納められる一番古いものは平成14年12月分です。

後納制度対象者の方には、日本年金機構からお知らせが届きます。少しでも未納を減らし、将来の年金受給に備えましょう。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

(電話) 34・2121内線413

日本年金機構 旭川年金事務所

(電話) 0166・72・5002